

部落差別の解消に向けた文部科学省の取組について

1. 法律の施行通知の発出等

- 「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行(平成28年12月16日公布、施行)について、全国の教育委員会、国公立大学等の関係機関に通知し、各種会議において周知徹底

2. 学校教育における取組

- 学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、人間の尊重についての考え方を基本的人権を中心に深めさせること等について指導することを通じて、部落差別の解消に向けた取組を推進
- 人権教育開発事業において、引き続き、部落差別の解消に向けた人権教育の開発を推進
- 文部科学省主催の「人権教育担当指導主事連絡協議会」や(独)教職員支援機構主催の「人権教育指導者養成研修」において、法律の趣旨や部落差別の解消に向けた教育活動等について説明

3. 社会教育における取組

- 社会教育においては、地方公共団体において社会教育の指導者として中心的な役割を担う社会教育主事の養成講習等において、法律の趣旨や部落差別の解消に向けた教育活動等を説明